

石狩市教育プラン（素案）

令和元年9月
石狩市教育委員会

石狩市教育目標

1. 旺盛な学習意欲と行動力をもち、創造性に富む人
2. 自然や歴史を大切にし教養を高め、価値の高い文化を育てる人
3. 社会の変化に応じた識見と自己抑制力をもち、秩序ある生活をいとなむ人
4. 健康な身体と豊かな心情をもち、たくましい体力のある人
5. 自他を敬愛し、信頼と協調に支えられて、郷土の発展に貢献する人

石狩市民憲章

前章

わたしたちは、母なる川にサケがのぼる石狩の市民です。

わたしたちの石狩市は、サケとニシン文化に象徴される歴史あるまちです。

日本海に沿って南北に伸びるこのまちは、広大な森と、海や山の幸に恵まれた豊かなまちです。

世界に開かれた石狩湾新港のあるまちです。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、力を合わせて新しい未来を拓くため、ここに市民憲章を定めます。

1 章 ふるさとを愛し 自然をいかす 美しいまち

- ・ 花と緑にかこまれたきれいなまちにします。
- ・ 空と水と森のきれいな、うるおいのあるまちにします。
- ・ 防風林や名木をまちの宝として大切に保護します。
- ・ 日本海に沈む夕陽や美しい海岸線などの景観を大切にします。

2 章 心もからだも健康で いきいき働く 元気なまち

- ・ 健康に気をつけ規則正しい生活をおくります。
- ・ ボランティア活動に進んで参加し自分をいかします。
- ・ スポーツやレクリエーションを楽しみさわやかな汗を流します。
- ・ 産業をのばし豊かで活気にみちたまちをつくります。

3 章 とともに考え学びあい 未来へ向かう 文化のまち

- ・ 芸術や読書に親しみ、心を豊かにしていきます。
- ・ 進んで学ぶ意欲を持ちつづけ自分を高めます。
- ・ 歴史に学び文化や伝統を守り未来をつくります。
- ・ 文化を通して世界の人々との交流の輪を広げます。

4 章 きまりを守り 安全で安心できる 住みよいまち

- ・ 明るい家庭、良い習慣を育てます。
- ・ 歩行者も運転する人も交通ルールを守ります。
- ・ いじめのない明るいまちをつくります。
- ・ 犯罪や危険のないまちをつくります。

5 章 あいさつがひびく あたたかい 明るいまち

- ・ 思いやりのある心を育てるまちをつくります。
- ・ 心のかよいあう福祉のまちをつくります。
- ・ 力を合わせ和やかなまちづくりに進んで参加します。
- ・ 子どもたちが希望をもって元気に育つまちにします。

自治基本条例（前文）

石狩湾に沿って南北に伸びる私たちの石狩市は、海と川と森に代表される厳しくも豊かな自然に恵まれ、先人が営々と培ってきた歴史と文化を誇り、世界に開かれた石狩湾新港を核とした活力がみなぎるまちです。

私たちは、この石狩市を地域の特色を生かしながら、市民が自立していきいきと躍動し、平和で、安全に、安心して活動できるまちとして、次の世代に引き継いでいきたいと願っています。

そのためには、まず、自治の主役である市民が、等しくまちづくりの主体として尊重される中でそれぞれの役割を認識し、積極的にまちづくりに取り組むとともに、市民と市がまちづくりに関する情報を共有し、信頼に裏打ちされた協働の関係を確立することが求められています。

まちづくりは、そこに暮らす人々がまちのあり方を選択し、実践する中で、自主的かつ自律的に進められなければなりません。全国に先駆けて行政活動への市民参加の実践を積み重ねてきた私たちは、これまでの取り組みを土台として、協働によるまちづくりをさらに確固たるものとするため、この条例を制定します。

平和都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いであり、石狩市民すべての心からの望みであります。

私たちは、世界唯一の被爆体験国として、二度と惨禍をくりかえさないよう共に誓い、全世界の人々へ戦争の根絶を訴えるとともに、人類が平和に暮らせる世界が実現されることを期待します。

私たち石狩市民は、海と川にはぐくまれた石狩の自然と豊かな郷土を大切に守り、恒久平和の実現を願い、非核三原則を守ることを誓い、ここに、石狩市が核兵器廃絶平和都市であることを宣言します。

スポーツ健康都市宣言

わたくしたち石狩市民は、石狩平野の爽やかな風と、豊かな自然の中で、スポーツと健康づくりを通じ、からだと心を鍛え、活力あふれるまちづくりをめざし、ここに「スポーツ健康都市」を宣言します。

- 1 スポーツと健康づくりに励み、たくましいからだと豊かな心を育てます。
- 1 スポーツと健康づくりに親しみ、明るくすこやかな生活をおくれます。
- 1 スポーツと健康づくりを通じて、友情と交流の輪を世界に広げます。

石狩市手話に関する基本条例（前文）

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない、聞こえづらいろう者が、物事を考え会話をする時に使うものとして育まれてきた。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語として位置付けられた手話を、市民が使いやすい環境にしていくことは、市の責務であり、今こそ、その取組を進めていくことが必要である。

ここに、手話を言語として認知し、市民が手話の理解の広がりを実感できる石狩市を目指し、この条例を制定する。

目 次

第1編 はじめに

第1章 石狩市教育プランについて

- 1 石狩市教育プランの策定について P 1
- 2 プランの位置付けと施策の対象範囲 P 1
- 3 期間 P 1
- 4 点検・評価 P 1

第2章 石狩の教育の現状と課題

- 1 学力の状況 P 2
- 2 特別な支援を必要とする児童生徒の状況 P 2
- 3 学校施設と学校運営改善の状況 P 2
- 4 いじめ・不登校の状況 P 2
- 5 体力の状況 P 3
- 6 生活習慣の状況 P 3
- 7 家庭・地域との連携の状況 P 3
- 8 社会教育の状況 P 4
- 9 図書館サービスの状況 P 4
- 10 芸術・文化活動の振興と文化財の保存活用の状況 P 4

第2編 石狩の教育を推進する方向

第1章 石狩が目指す教育の基本理念と目標・方針

- 1 基本理念 P 5
- 2 石狩が進める教育の基本目標 P 6
- 3 基本方針 P 7

第2章 基本計画

- 1 プランの体系 P 9
- 2 求められる取組と今後の展開 P 11

【目標Ⅰ】

自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

方針1 新しい社会で生きる力の育成 P 11

方針2 学びをつなぐ学校づくり P 13

【目標Ⅱ】

思いやりと豊かな心・健やかな体をもって、多様な人々と共に支え合う人を育てる

方針3 健やかな成長を促す取組の推進 P 15

【目標Ⅲ】

ふるさとへの愛着をもち、幅広い視野で新しい価値を創造し、活躍する人を育てる

方針4 学びを支える家庭・地域との連携・協働の推進 P 18

方針5 学びを活かす地域社会の実現 P 19

方針6 ふるさとを学ぶ機会の充実 P 21

第3編 資料編 P 22

- 用語解説
- 各種データ

第1編 はじめに

第1章 石狩市教育プランについて

1 石狩市教育プランの策定について

石狩市教育委員会（以下「市教委」という。）は、「自立の精神、主体性と協働意識を持った市民を育む」ことを理念とし、「自ら学ぶ意欲を育てる教育」「思いやりと豊かな心・健やかな体を育む教育」「地域で育ち・学び・活きる教育」の3つの柱を設定した、石狩市教育プラン（前期基本計画：平成22年度～平成26年度、後期基本計画：平成27年度～令和元年度）を策定し、市民や市内小中学校、市部局などと一体となって、本市教育を推進してきました。

このたび策定する新たな石狩市教育プラン（以下「プラン」という）においても、これまでの教育理念を継承しつつ、大きく変化する社会情勢に対し、市民一人一人が主体的に社会と関わり、活力ある地域社会を創り出していくことができるように、これからの本市が目指す教育の理念や方向性を明確にし、計画的に教育施策の推進を図るものとします。

2 プランの位置付けと施策の対象範囲

(1) プランの位置付け

本プランは、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 施策の対象範囲

本プランにおける施策の範囲は、市教委が所管する教育施策を対象とします。

なお、他の部局が所管する施策で本プランに関係するものについては、関係部局と連携して推進します。

【関連する本市の主な計画等】

○第5期石狩市総合計画 ○石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ○石狩市教育大綱
○図書館ビジョン ○石狩市子どもの読書活動推進計画 ○石狩市食育推進計画
○石狩市子ども子育て支援事業計画 ○石狩市健康づくり計画 ○石狩市自殺対策行動計画

3 期間

本プランの期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 点検・評価

毎年度、プランに基づく教育施策の実施状況、効果、課題等について点検・評価を行い、その結果を翌年度以降の施策の展開に着実に反映させ、教育行政の推進に努めます。

第2章 石狩の教育の現状と課題

1 学力の状況

各校では、新しい時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図るため、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等の涵養」「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」を目指して授業構築と改善に取り組み、指導を工夫しながら進めています。

平成31年度全国学力・学習状況調査においては、小学校の国語で全国平均との差が縮まるなどの改善傾向が見られるものがある一方で、国語では「書くこと」、算数・数学では「量と測定」「数と式」などに課題が見られます。

今後は、見通しと振り返りの重視、考え伝え合う活動の充実に加え、家庭学習の取り組み方の指導の充実を図ることが必要です。

2 特別な支援を必要とする児童生徒の状況

特別な支援を必要とする子どもたちに対しては、就学前からの教育相談を実施するなど、関係機関と連携しながら早期からの途切れのない支援を行っています。また、特別支援学級や通級指導教室では、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、将来の自立と社会参加に向けた、きめ細やかな支援に活用しています。

支援を必要とする子どもたち一人一人のニーズは多様化してきており、より質の高い支援を担える人材の確保が課題となっています。今後は、これまでの取組をより充実させるとともに、専門的な知識を有し教育相談を実施できる人材を育成していく必要があります。

3 学校施設と学校運営改善の状況

新耐震基準以前に建築された学校については耐震診断を行い、耐震性に問題が確認された校舎、屋体について、平成25年度までに耐震化を終了しました。その後、石狩地区の老朽化した2つの学校給食センターを1つに集約した新センターを整備し、平成29年度から稼動しています。現在、厚田区内の小中学校を統合し、令和2年4月に義務教育学校（厚田学園）を開校するため、旧厚田中学校敷地に校舎を建設しています。

本市の学校校舎の多くは築30年以上が経過しているため施設の状況を見極めながら長寿命化計画を策定し、校舎の適切な維持管理と機能向上を図る必要があります。また、ほとんどの家庭で洋式トイレを使用している状況や、多くの学校が避難所となることから、トイレの洋式化も改善を急ぐべき課題と認識しています。

通学路における安全対策については、「通学路交通安全プログラム」に基づき、交通と防犯の視点から関係機関による合同点検を行っています。依然として危険箇所が見られることから、今後も関係機関や地域と連携を図りながら、可能な限りの安全対策を講じることが必要です。

また、教員の働き方改革を推進するため、「石狩市立学校における働き方改革推進計画」に基づき、教員が子どもと向き合う時間を確保するための改善を行っており、今後も学校と市教委が意識を共有して推進していく必要があります。

4 いじめ・不登校の状況

いじめアンケートで「嫌な思いをしたことがある」と答えたものすべてを「いじめ」と認知することで、平成30年度は認知件数が大幅に増えました。早い段階でいじめ解決に向けたスタートラインに立つことは、重大ないじめへの発展を未然に防ぐことにつながるため、積極的な認知に努めました。また、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」の

問いに対し「思わない」と答えた児童生徒がおり、「いじめはどんなことがあっても許されない」という意識を、全ての児童生徒が持てるような取組を行うことが重要であると認識しています。

今後も、いじめ防止基本方針に基づき、家庭や地域との連携を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも活用して教育相談体制を充実させ、子どもたちの心のケアを図る必要があります。

不登校児童生徒への対応には、スクールソーシャルワーカーが学校を巡回する中で、不登校の兆候を初期段階で把握し学校に対応を助言するなど、早期解消に努めています。また、教育支援教室「ふらっとくらぶ」を開設し、学校復帰や社会的自立に向けた取組を行っています。

不登校を未然に防ぐための対応において、学校と家庭の連携は欠かせないことから、引き続き、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援に努めるとともに、不登校により、学習活動から遠ざかることがないように、継続的な働きかけが必要となります。

5 体力の状況

体力向上に関しては、子どもたちが運動を行うきっかけをどのように作っていくかが課題となっており、学校においては、1校1プランに基づく体力の向上と運動に対する興味・関心を高める指導を工夫しながら行っています。

小学校5年生と中学校2年生を対象に実施した平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、小・中学校ともに男子が全国平均を上回り、女子が全国平均を下回りました。

全国平均を上回った種目数は、全8種目中、小学校男子6種目、女子2種目、中学校男子5種目、女子1種目で、特に女子の種目で全国平均を下回ったものが多く、依然として課題が見られます。

今後は、より一層体育授業や体育的活動、放課後を利用した運動機会の充実を図るとともに、全教育活動を通じて、心と体の健康の大切さについて理解を促すなど、家庭や地域との連携のもと、体力の向上と健康づくりに取り組む必要があります。

6 生活習慣の状況

近年、子どものテレビ・ゲーム・パソコン・スマートフォン等の長時間利用や朝食の欠食など、生活習慣や食習慣の乱れが懸念されています。

本市の平成31年度全国学力・学習状況調査においても「朝食を全く食べない」と回答した子どもの割合は、中学生では減少傾向にあるものの、小学生は増加傾向にあります。

また、テレビやゲーム・パソコン・スマートフォン等の利用時間も相対的に増加傾向にあり、学習時間や睡眠時間に影響するなどの問題が生じています。

今後は、一人一人の子どもの状況に応じて、規則正しい生活習慣や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、家庭や地域と連携した取組の充実を図ることが必要です。

7 家庭・地域との連携の状況

市PTA連合会と連携し「生活リズムチェックシート」の活用や「生活習慣改善チラシ“いしかりふれあいDAY”」を作成して配布するなど、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を行っているほか、学校と地域が一体となって「あいさつ運動」や「スクールガード」、「声かけ運動」など登下校時の子どもの安全指導を行っています。

これらの取組は、家庭での自発的な取組や、地域ボランティアの方々の支援に頼るところが多く、取組の周知・啓発や担い手の確保などが課題となっています。

今後は、これまでの取組を丁寧につけながら、新たに導入されるコミュニティ・スクールの活動などを通じて、育てたい子ども像を学校・家庭・地域で共有し、地域の力を活かした

学校運営で様々な教育活動の展開が望まれます。さらに子どもたちも自ら主体的に地域に関わり、役に立っているというやりがいを実感できるような活動を通してで自己有用感を高めることも期待できます。

また、子どもたちを取り巻く問題に、福祉と教育が連携して対応し、すべての子どもが等しく学び育つための総合的な支援体制を整え、子どもたちを地域全体で支え合うことが必要です。

8 社会教育の状況

近年、自らの個性を生かし能力を高め、生涯を通じた生きがいづくりや自己実現を目指そうとする市民の学習活動に対するニーズが高度化・多様化するとともに、学習成果をボランティア活動などで社会に生かしたいという意欲が高まっています。

このような中、若年期から高齢期までの各ライフステージにおける様々な学習ニーズの把握に努めるとともに、いしかり市民カレッジなどが開催する講座などを通して、今日的課題や地域課題に対応した学習機会を提供しています。

活動の担い手の固定化や不足などの課題が見られるため、今後も、各種団体や各社会教育施設等との連携を密にし、学習情報などの共有化を図るとともに、参加者の増加につながるよう、事業内容のさらなる充実に努める必要があります。

9 図書館サービスの状況

図書館では、レファレンスサービス（調べもの相談）をはじめ、新聞記事等データベースや国会図書館デジタル資料閲覧サービスの活用などネットワーク環境を利用し広く情報提供を行っています。

また、子どもの読書活動を推進するため、ゼロ歳児と保護者を対象とした「ブックスタート事業」を行っています。

市民アンケートでは、図書館に来館する目的として「本の貸出」以外に「野菜等購入」「イベント参加」などが挙げられ、人々が集い交流する場としての需要も多く、日々多くの方が来館している一方で、「高齢となり、行くのが大変になった」「本を読まなくなった」など、高齢により図書館から足が遠のく実情が明らかになりました。

今後は、期待に応える蔵書の構築はもとより、各種サービスの向上に努め、市民が利用しやすい環境の整備・充実に取り組む必要があります。

10 芸術・文化活動の振興と文化財の保存活用の状況

子どもたちの「豊かな心」を醸成するため、芸術・文化に直接触れ、感動を体験する機会として「あい風コンサート・The music」や「情操教育プログラム」を行っています。

また、石狩市文化協会が中心となって、「市民文化祭」や石狩の俳句文化を継承するための「俳句のまち～いしかり～」などのイベントを開催されています。

今後も魅力あるイベントを開催し、より多くの市民が情操力を高める機会を計画的に提供していく必要があります。

文化財については、いしかり砂丘の風資料館、厚田「道の駅」、はまます郷土資料館での展示やドローンによる自然遺産の映像撮影など、保存や活用を工夫して行っています。

一方で、時代の推移などに伴い、保存・伝承が難しくなっている文化財や伝統芸能もあるため、そういったものを、できる限り後世に伝えていくことが求められています。

現在、令和2年3月をもって廃校となる石狩小学校を歴史館的機能を有する施設として利活用する検討を行っており、所蔵資料を最大限生かしながら、これまでにない新たな展示や情報発信が展開できる魅力ある施設としていくことが求められています。

第2編 石狩の教育を推進する方向

第1章 石狩が目指す教育の基本理念と目標・方針

1 基本理念

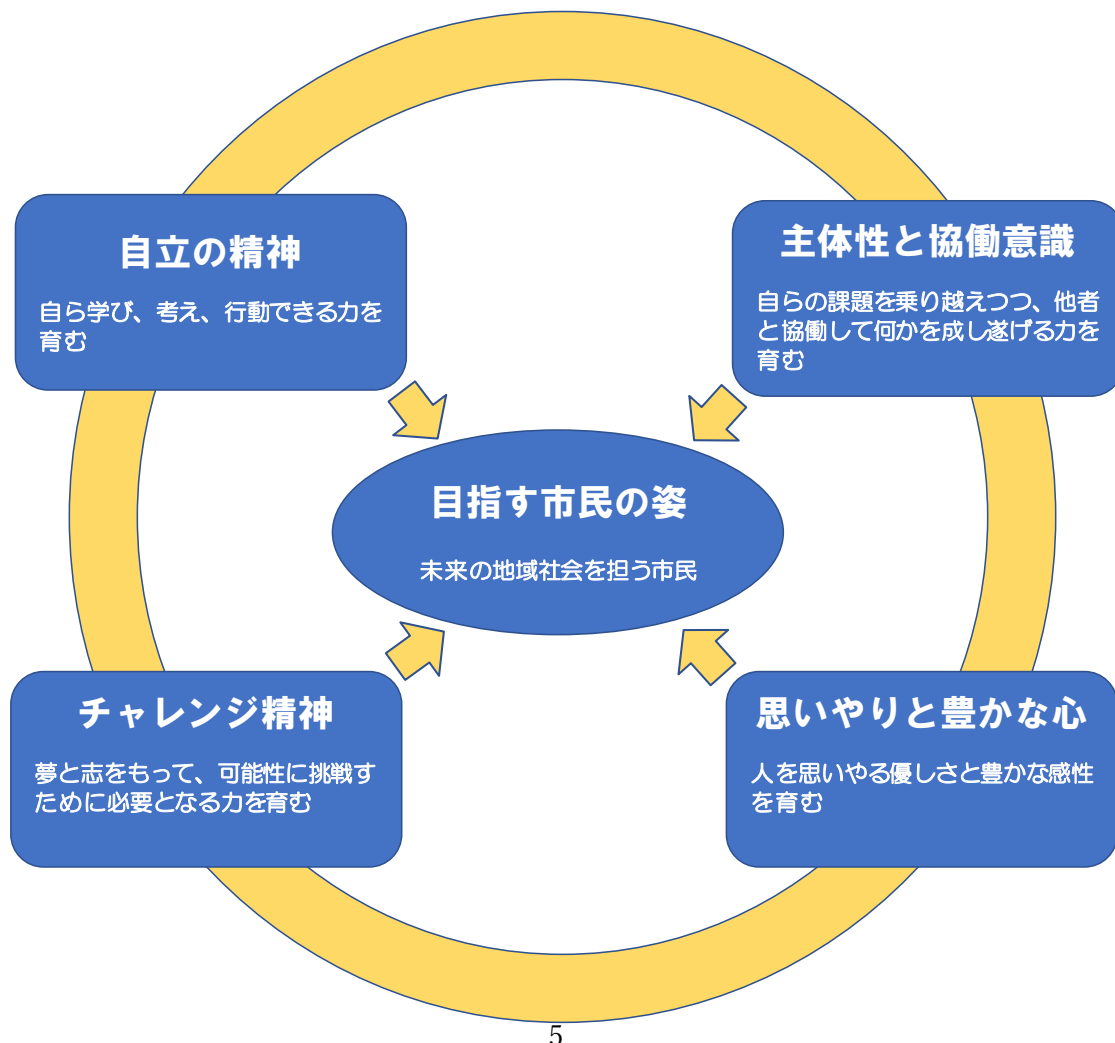
今後の社会においては、長寿化に伴う「人生100年時代」の到来への対応と、超スマート社会（Society5.0）の実現が重要なテーマとなっており、若者から高齢者まで、全ての人が元気に活躍し続けられる社会を作るため、生涯にわたって質の高い学びを重ね、それぞれの立場や分野で成長することができる環境づくりが求められます。

市民一人一人が、教育を通じて個人の資質・能力を最大限伸長し、他者と協働し、自らの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが重要です。

そのために、これまでの教育理念に「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育む」ことを加えた、「自立とチャレンジの精神、主体性と協働意識を持った市民を育む」ことを今後の本市の教育理念としました。

基本理念

自ら主体性をもって学び、可能性に挑戦すること、成長することに喜びを感じ、
かつ思いやりをもって人とふれあうことに豊かさを感じ、
協働により未来の地域社会を担う市民を育む



2 石狩が進める教育の基本目標

基本理念を実現するために、今後5年間のプランにおいては、市長と市教委が一体となって進める教育の3つの基本目標と6つの基本方針を設定します。

【目標Ⅰ】

自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

明日の社会を担う子どもたちが、個性や能力を最大限に発揮しながら、自ら学び、考え、行動できる「自立した人間」として新しい時代を生き抜いていけるよう、学校、家庭、地域などの連携のもと、身に付けるべきことをしっかりと習得させることが大切です。

これまでの教育の中で育まれてきた「生きる力」や、その中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意義を改めて捉え直し、「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等の涵養」という3つの柱で、これからの社会に主体的に関わるために必要となる資質・能力を育成します。

【目標Ⅱ】

思いやりと豊かな心・健やかな体をもって、多様な人々と共に支え合う人を育てる

子どもの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが大切です。

自然を愛し、美しいものに感動し、崇高なものに素直にこたえる豊かな心を持ち、社会の中で、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して何かを成し遂げる力を育てる教育を推進します。

さらに、体力はあらゆる活動の源であり、身体面の健康の維持と、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わるため、子どもの頃から、生涯にわたってたくましく生きるために必要な体力と健康に必要な知識を身に付け、健やかな体を育む教育を推進します。

【目標Ⅲ】

ふるさとへの愛着をもち、幅広い視野で新しい価値を創造し、活躍する人を育てる

子どもから高齢者までのすべての市民が、生涯を通じて、いつでも、どこでも、自由に学びの機会を選択し、自ら学び、その成果を自発的に様々な機会で生かすことができる生涯学習社会の実現を目指すことが大切です。

個人が心豊かで充実した人生を送り、一人一人の活動が社会全体に活かされる「地域で育ち・学び・活きる教育」を推進します。

さらに、市民一人一人が、石狩の魅力を感じ、関わりを深め、愛着や誇りをもつとともに、幅広い視野で未来に向かって新しい価値を生み出す資質・能力を育む教育を推進します。

3 基本方針

方針1 新しい社会で生きる力の育成

急速に大きく変化する社会を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するため、子どもたちに主体的・対話的で深い学びの視点からの授業を実践し、確かな学力を身に付けさせるとともに、学習の基盤となる資質・能力である言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力などを充実させ、新しい社会を生き抜く力を育みます。

また、手話基本条例に基づく地域独自の取組を通じて、社会には多様な言語が存在し、それらを使用する人々や文化との共生について理解を促進します。

方針2 学びをつなぐ学校づくり

子どもたちが安心して学習活動を行う環境づくりを進めるため、学校施設の設備や情報機器などの整備を計画的に行い充実させるほか、登下校時の安全管理などの一層の充実を図るとともに、地域コミュニティの核としての学校の役割も重視しつつ、地域の特色を活かした活力ある学校づくりを進めます。

また、学びの段階間の連携と接続を地域の協力を得ながら推進し、育てたい子ども像を共有します。

方針3 健やかな成長を促す取組の推進

豊かな心や人間性、他者を思いやる心を育むため、道徳教育、ふるさと教育、読書活動などを通じて、基本的な倫理観や規範意識を身に付けさせるとともに、体験活動やコミュニケーション能力の育成を通じて、自然の大切さ、他者と協働することの重要性などへの理解を深めるほか、いじめや不登校などの未然防止と早期発見・早期対応に取り組めます。

また、体育の授業や部活動、放課後を利用したスポーツ・遊びなどの事業を通じて、体力・運動能力の向上を図るほか、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育を推進します。

方針４ 学びを支える家庭・地域との連携・協働の推進

望ましい生活習慣の定着の基盤となる家庭教育を支援するため、子育てに不安や悩みを持つ保護者をサポートする環境の整備や情報提供を行うとともに、義務教育の９年間で持続して家庭での学習に取り組める環境づくりを学校や保護者・地域と一体となって進めます。

また、コミュニティ・スクールを活用し、地域と学校の連携・協働を推進するとともに、生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが必要な教育を受ける機会をもてるような教育環境づくりを進めます。

方針５ 学びを活かす地域社会の実現

市民一人一人の学びへの意欲を喚起し、学習を通じた地域社会の活性化を目指すため、地域の実態に即した学習環境づくりや学習成果を活用する仕組みづくりなど、生涯学習社会の構築に向けた社会教育の充実に取り組みます。

また、子どもから高齢者まで多くの人々に開かれた社会教育施設が、主体的に学び、活動しようとする人々の生涯学習の拠点となるようにサービスの充実を図るほか、市民が芸術文化に身近に接する機会を提供し、芸術文化活動を通じた市民の交流を広げます。

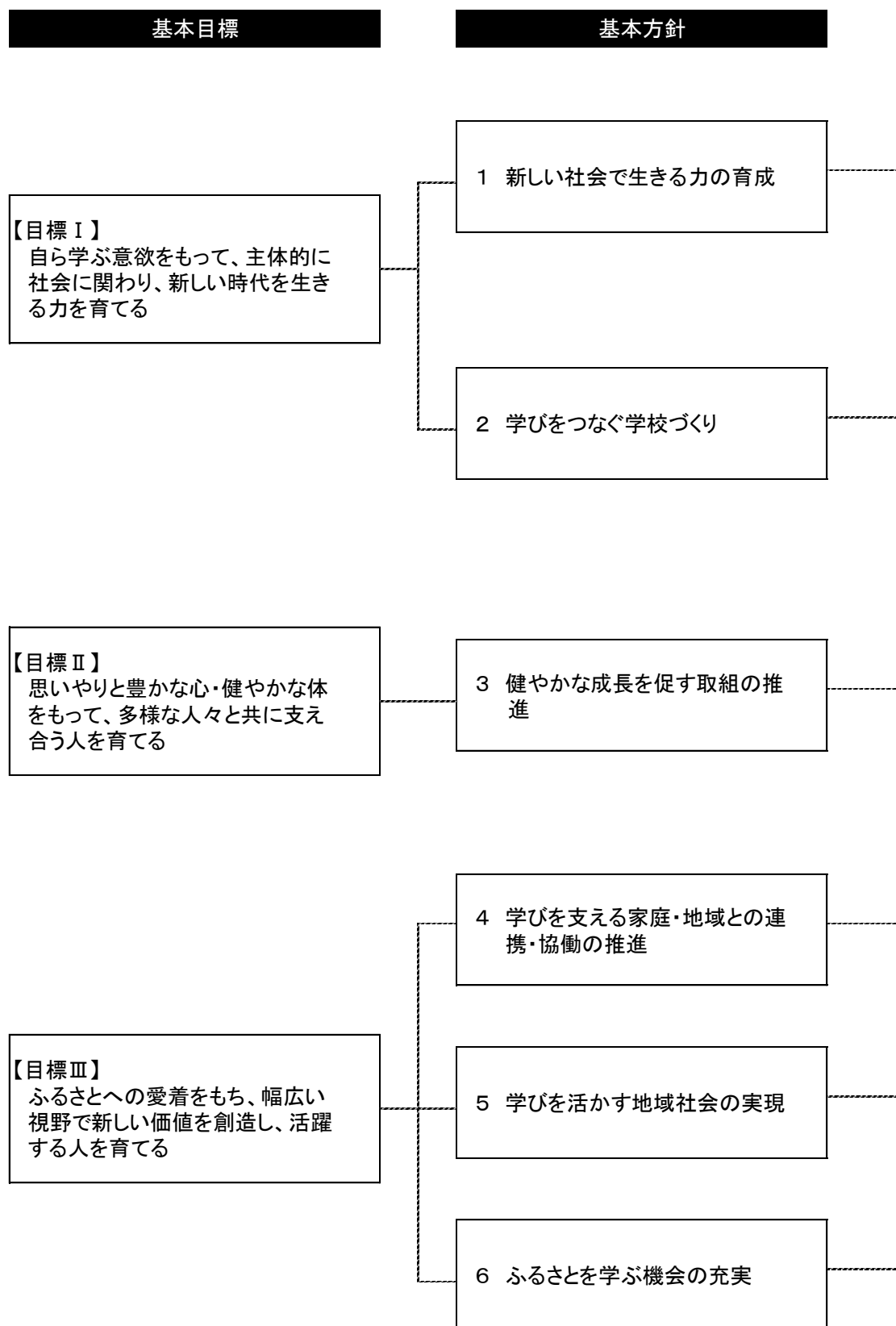
方針６ ふるさとを学ぶ機会の充実

将来、様々なステージで活躍する子どもたちがふるさと石狩への愛着と誇りをもてるように、先人、歴史、文化等を学び、伝える「ふるさと教育」を推進します。

また、文化・伝統を継承するため、文化財を適切に保護、保存し、その活用を図るとともに、ふるさとを学ぶ環境づくりや資料の充実を図ります。

第2章 基本計画

1 プランの体系



	施 策	ページ
	1 確かな学力の育成	P11
	2 特別支援教育の充実	P11
	3 外国語教育の充実	P12
	4 理数教育の充実	P12
	5 情報教育の充実	P12
	6 キャリア教育の充実	P12
	7 手話を通じた学びの推進	P12
	8 開かれた学校づくりの推進	P13
	9 学校施設・設備の整備・充実	P13
	10 安全な学校づくりを目指した環境の整備	P13
	11 学びの段階間の連携・接続の推進	P14
	12 学校運営の改善	P14
	13 学校安全教育の充実	P14
	14 道徳教育の充実	P15
	15 読書活動の推進	P15
	16 体験活動の推進	P16
	17 コミュニケーション能力の育成	P16
	18 いじめの防止や不登校児童生徒への支援の取組の充実	P16
	19 体力・運動能力の向上	P16
	20 健康・食育の推進	P17
	21 家庭教育支援の充実	P18
	22 学びのセーフティネットの構築	P18
	23 学校を核とした地域づくり	P18
	24 生涯学習の振興	P19
	25 社会教育の振興	P19
	26 芸術文化活動の推進	P19
	27 図書館サービスの充実	P20
	28 ふるさとを学ぶ機会の充実	P20
	29 文化・自然遺産の保護・保存・活用の推進	P21

2 求められる取組と今後の展開

【目標Ⅰ】

自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

方針1 新しい社会で生きる力の育成

求められる取組

複雑で変化の激しい現代社会に子どもたちが主体的に関わり、よりよい社会を創っていくためには、一人一人が、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、自ら課題を見つけ、主体的によりよく問題を解決する資質や能力を他者との協働的な学習を通して育成することが求められています。

今後の展開

これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするため、子どもたちに主体的・対話的で深い学びの視点からの授業を実践するとともに、学力向上に向けた検証改善サイクルを確立し、学習指導の改善・充実に努めます。

また、今後も手話基本条例に基づく地域独自の取組を通じて、手話が言語であることの理解を促進するとともに、外国語教育や国際理解教育での学びと合わせて、社会には多様な言語が存在すること、それらを使用する人々や文化との共生についての理解を促進します。

施策1 確かな学力の育成

- 基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図る
- 個に応じた指導の充実を図る
- 学習習慣の確立を図る

【主な取組】

- ・学校改善の推進
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- ・定着を一層確かにする工夫「1校1プラン（学力充実）」の策定
- ・学習環境の整備（教室環境・学習習慣・集団づくり・言葉遣い）
- ・研修活動の充実・授業研究の推進
- ・授業と連動させた宿題、家庭学習の取り組み方の指導

（関連施策：18P 施策21 家庭教育支援の充実）

施策2 特別支援教育の充実

- 一人一人のニーズに応じた途切れのない一貫した教育支援を図る
- 高い専門性に基づく特別支援教育の推進を図る

【主な取組】

- ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用
- ・早期からの連携による教育相談の充実

- ・教職員研修・講習会の充実
- ・特別教育支援員の養成

施策3 外国語教育の充実

- 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る
- 英会話に繰り返し挑戦できる機会の拡充を図る
- 教員の英語力と指導力の向上を図る

【主な取組】

- ・ALT（外国語指導助手）による生きた外国語を学ぶ機会の充実
- ・外国語授業の指導力向上のための研修等の充実

施策4 理数教育の充実

- 理数好きな子どもの裾野の拡大を図る
- 科学や自然に対する興味・関心を高め、科学的な資質・能力の定着を図る

【主な取組】

- ・観察・実験を重視する授業の充実
- ・普段の生活との関わりを意識した授業の充実
- ・関係機関（道研）による移動理科教室（サイエンスカー）の活用

施策5 情報教育の充実

- 教育の情報化の推進を図る
- 情報活用能力の育成を図る
- 「分かる授業づくり」を実現するため、ICT機器の効果的活用を図る

【主な取組】

- ・電子黒板などのICT機器の整備
- ・プログラミング的思考を育む教育活動の充実
- ・教員のICT機器活用指導力の向上を図る取組の推進

施策6 キャリア教育の充実

- 目標に向かって努力する態度の形成を図る
- 身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上を図る

【主な取組】

- ・学ぶことと働くことの繋がりを意識した、学習・体験活動・職業体験の充実

施策7 手話を通じた学びの推進

- ろう者（聞こえない人）への理解と、手話が言語であることの理解の促進を図る

【主な取組】

- ・小中学校への手話出前授業の実施（関連施策：15P 施策14 道徳教育の充実）

方針2 学びをつなぐ学校づくり

求められる取組

子どもたちの学習活動の基盤となる安心安全で快適な学校施設を整備するとともに、学校と家庭と地域が一体となって地域のコミュニティの核となる学校づくりを行っていくことが求められています。

また、全国的に通学途中に子どもたちが巻き込まれる事件や事故が頻発しており、通学路等における子どもたちの安全を確保することや、健康安全面においては、食物アレルギーへの対応など、一人一人の実情に配慮したきめ細やかな対応が求められています。

今後の展開

老朽化が進んでいる学校施設の設備や情報機器などの整備を計画的に行うほか、登下校時の安全管理や安心安全な学校給食の提供などの充実を図るとともに、家庭や地域の協力を得ながら育てたい子ども像を共有し、地域の特色を活かした活力ある学校づくりを進めます。

また、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、学校運営の改善を進めます。

施策8 開かれた学校づくりの推進

- 学校評価・情報提供の推進を図る
- 家庭や地域が参画した学校運営の推進を図る

【主な取組】

- ・学校ホームページの充実
- ・コミュニティ・スクール導入による地域一体の学校運営
- ・地域学校協働活動の推進

(関連施策：19P 施策23 学校を核とした地域づくり)

施策9 学校施設・設備の整備・充実

- 老朽化の進んだ校舎等の計画的な改修・整備を図る
- 教材教具設備・備品の整備を図る

【主な取組】

- ・学校施設長寿命化計画の策定
- ・トイレの洋式化
- ・教材教具設備・備品の整備

施策 10 安全な学校づくりを目指した環境の整備

- 危機管理体制の整備を図る
- 情報セキュリティの徹底
- 通学路等における安全・防犯対策を図る

【主な取組】

- ・危機管理マニュアルの整備、適切な運用と訓練の実施
- ・情報セキュリティマニュアルの適正な運用及び教職員研修の実施
- ・通学路交通安全プログラムに基づく、点検・対策の実施

施策 11 学びの段階間の連携・接続の推進

- 幼児期における遊びを通した学びを、就学以降の学びにつなげる指導支援を図る
- 同一中学校区内の小学校と中学校の教育目標の共有化を図る
- 義務教育9年間を通じて、資質・能力を育むため、小中一貫教育の推進を図る

【主な取組】

- ・認定こども園などへの情報提供
- ・保護者の保育・幼児教育等の選択の支援（子育てコンシェルジュの配置）
- ・保育・幼児教育に携わる人材の確保・育成
- ・中学校の試験期間にあわせた小学校の家庭学習強化週間の設定
(関連施策：18P 施策 21 家庭教育支援の充実)
- ・生活、学習規律、家庭学習時間等の小中でのスタンダード化
- ・校内研修への、学校間の相互参加
- ・スタートカリキュラムの作成に当たり、幼保小のカリキュラムの連携

施策 12 学校運営の改善

- PDCAサイクルによる学校改善の推進を図る
- 教職員の働き方改革の推進を図る

【主な取組】

- ・指導主事による学校訪問、学校ヒアリングの実施
- ・学校における働き方改革推進計画の策定と計画的実施
- ・働き方改革に関する視点を盛り込んだ「学校経営方針」や「重点目標」の設定
- ・働き方改革の実現に向けた環境整備

施策 13 学校安全教育の充実

- 生活安全に関する教育の充実を図る
- 交通安全に関する教育の充実を図る
- 災害安全に関する教育の充実を図る

【主な取組】

- ・防犯教室・防犯訓練の実施
- ・交通安全教室・自転車乗車マナー教室の実施
- ・災害に応じた避難訓練の実施

【目標Ⅱ】

思いやりと豊かな心・健やかな体をもって、多様な人々と共に支え合う人を育てる

方針3 健やかな成長を促す取組の推進

求められる取組

子どもたちが自立した人間として他者と共により良く生きていくためには、自分らしい生き方を実現しようとする態度や他者を思いやる心、感動する心などを培うことを通して、豊かな人間性を育む取組が求められています。

また、全国的に子どもたちの体力の低下や生活習慣の乱れなどが指摘されている中、自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって心も体も健やかな生活を送ることのできる資質や能力を身に付けさせることが求められています。

今後の展開

人としての生き方やあり方について考えを深め、主体的に未来を切り拓こうとする力を育むことができるよう、各教科や学校行事など様々な教育活動を通じて道徳教育の充実を図ります。また、体験活動やコミュニケーション能力の育成を通じて、自然の大切さ、他者と協働することの重要性などへの理解を深めるほか、学校とスクールソーシャルワーカーなどとの連携により、いじめや不登校の未然防止と早期発見・早期対応に取り組めます。

健やかな体づくりについては、体育の授業や部活動、放課後を利用したスポーツ・遊びなどの事業を通じて、体力・運動能力の向上を図るほか、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、学校給食を活用した食に関する指導や家庭への啓発活動の充実に努めます。

施策14 道徳教育の充実

○心の教育の充実を図る

【主な取組】

- ・「道徳科」を基軸とした豊かな心の育成
- ・保護者への「考え、議論する道徳科授業」の公開
- ・奨励プログラムの活用（環境・人権・平和・国際理解）
- ・小中学校への手話出前授業の実施（再掲）

（関連施策：12P 施策7 手話を通じた学びの推進）

施策15 読書活動の推進

○読書に親しみ、ものの見方、感じ方、考え方を広げ深める活動の充実を図る

【主な取組】

- ・学校独自の取組を支援
- ・調べる学習コンクールの活用
- ・ブックスタート、家読（うちどく）の充実
- ・授業での市民図書館、学校図書館、学校司書の活用

施策 16 体験活動の推進

○自尊感情の醸成を図る

【主な取組】

- ・地域の様々な人々との交流や社会体験等の充実
- ・各種コンクール・検定等への応募の奨励
- ・「あい風コンサート・The music」「情操教育プログラム」の開催

施策 17 コミュニケーション能力の育成

○言語活動の充実を図る

○コミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図る

【主な取組】

- ・情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（小中：国語）
- ・実験レポートの作成や、立場や根拠を明確にして議論することなどの充実
（小中：総則、各教科等）
- ・パートナースクールや小中間交流の効果的な活用

施策 18 いじめの防止や不登校児童生徒への支援の取組の充実

○児童・生徒理解の深化と自己実現に向けた指導の充実を図る

○教育相談体制の充実を図る

○教職員の資質・能力の向上と学校体制の充実を図る

【主な取組】

- ・小中連携した「いじめ防止集会」の実施
- ・SNS等の適切な利用についての指導
- ・いじめ等の問題行動や不登校の未然防止及び早期発見・即時対応
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
- ・教育支援教室「ふらっとくらぶ」の活用

施策 19 体力・運動能力の向上

○体育授業及び体育的活動の充実を図る

【主な取組】

- ・1校1プラン（体力）に基づく体力の育成
- ・新体力テストの活用
- ・放課後の運動奨励、部活動指導の充実（外部指導者の活用など）

施策 20 健康・食育の推進

- 健康教育を通じ、家庭と連携した基本的な生活習慣の定着を図る
- 安全・安心な学校給食の充実を図る
- 食に関する指導の充実を図る

【主な取組】

- ・関係機関と連携した健康教育の充実
(心肺蘇生講習(AED)、薬物乱用防止、がん教育など)
- ・「いしかりふれあいDAY」「生活リズムチェックシート」の活用
(スマートフォン等の使用時間、食事摂取、睡眠時間など)
- ・学校給食「いしかりデー」「いしかりウィーク」の開催
- ・「アレルゲン明示献立」の配付、食物アレルギー対応食の提供を継続
- ・栄養教諭を中心とした「食に関する指導」の実施

【目標Ⅲ】

ふるさとへの愛着をもち、幅広い視野で新しい価値を創造し、活躍する人を育てる

方針4 学びを支える家庭・地域との連携・協働の推進

求められる取組

子どもたちが地域への愛着をもち、目標を持って健やかに成長するためには、学校だけでなく、家庭や地域が教育の場として十分な機能を発揮し、多くの人々と関われる機会や、様々な経験を育める環境を整えることが求められています。

今後の展開

基本的な生活習慣や情操などの基礎を培う家庭教育を支援するため、家庭教育に関する適切な情報や気軽に悩みを打ちあけられる環境を整えるとともに、目指すべき子どもの姿や学校の経営方針を家庭や地域と共有したうえで、義務教育の9年間で持続して家庭での学習に取り組める環境づくりを進めます。

これまで取り組んできた学校支援地域本部事業を通じた、学校や子どもたちへの支援を継続しながら、今後は、地域と学校が対等な関係づくりを目指し、幅広い地域住民等の参画によって、子どもたちの成長を支えるだけでなく、地域の活性化を図ります。

また、生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが必要な教育を受ける機会をもてるような教育環境づくりを進めます。

施策21 家庭教育支援の充実

- 子育てに不安や悩みを持つ保護者をサポートする体制の充実を図る
- 生活、学習規律、家庭学習時間等の小中でのスタンダード化を図る

【主な取組】

- ・子育て世代の包括的な支援（家庭児童相談員等の配置）
- ・子育てに関する各種講座の開催
- ・授業と連動させた宿題、家庭学習の取り組み方の指導（再掲）
（関連施策：11P 施策1 確かな学力の育成）
- ・中学校の試験期間に合わせた小学校の家庭学習強化週間の設定（再掲）
（関連施策：14P 施策11 学びの段階間の連携・接続の推進）
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備

施策 22 学びのセーフティネットの構築

- 就学に係る経済的支援の推進を図る
- 相談機能と支援体制の充実を図る
- 多様な学習機会の提供の推進を図る（子どもの居場所づくり）

【主な取組】

- ・就学援助などによる経済的支援
- ・教育（スクールソーシャルワーカー）と福祉（家庭生活支援員）による総合的な支援
- ・補充（放課後）学習の充実
- ・生活困窮等を要因とした、学習面での支援ニーズへの対応
- ・地域団体による子どもの居場所づくりの支援（学習支援・食事支援等）

施策 23 学校を核とした地域づくり

- 地域と学校が連携・協働して子どもたちの成長と地域づくりを図る

【主な取組】

- ・地域学校協働活動の推進（再掲）
（関連施策：13P 施策 8 開かれた学校づくりの推進）

方針 5 学びを活かす地域社会の実現

求められる取組

市民一人一人の学びへの意欲を喚起し、潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するために、学び続けることができる環境とその学びの成果を活かせる環境をつくることが求められています。

また、社会教育施設のサービスを充実させ、何度も足を運びたいような学びと憩いの空間を整えることや、市民が多くの芸術文化に触れることのできる機会の提供などが求められています。

今後の展開

地域の実態に即した学習環境づくりや学習成果を活用する仕組みづくりなど、生涯学習社会の構築に向けた社会教育の充実に取り組みます。

また、社会教育施設においては、基礎的な機能の充実に加え、来館する目的ニーズの多様化に対応するサービスの充実を図るほか、市民が芸術文化に身近に接する機会の提供と、芸術文化活動を生涯にわたって続けられる環境づくりを進めます。

施策 24 生涯学習の振興

- 生涯にわたる学習活動の促進を図る
- 地域の実態に即した学習環境づくりの充実を図る

【主な取組】

- ・「いしかり市民カレッジ」「石狩シニアプラザはまます学園」などの推進・支援
- ・公民館講座等の充実

施策 25 社会教育の振興

- 社会教育活動を促進するための人材育成を図る
- 社会教育関係団体等への総合的な支援を図る
- 社会教育施設等の機能充実を図る

【主な取組】

- ・社会教育主事・社会教育支援スタッフの確保と育成
- ・社会教育関係団体への専門的な指導・助言
- ・社会教育施設等の整備と施設の特性を活かした有効的な活用

施策 26 芸術文化活動の推進

- 芸術文化に接する機会の充実を図る
- 地域文化の振興を図る

【主な取組】

- ・ロビーコンサートなどのイベントの継続
- ・俳句のまち〜いしかり〜こども俳句コンテストの継続と「俳句ガイド」の活用
- ・市民文化祭開催の支援
- ・芸術文化活動への支援

施策 27 図書館サービスの充実

- 情報提供機能の充実を図る
- 市民協働によるサービスの充実を図る
- 魅力的な蔵書の充実を図る

【主な取組】

- ・司書研修等によるレファレンスサービス（調べものの相談）の充実
- ・ボランティアによるおはなし会、DVD上映会
- ・図書館まつり、科学の祭典などのイベントの充実
- ・新刊図書の購入や適切な除籍による蔵書の充実
- ・地域の歴史や情報を伝える資料の収集・提供

方針6 ふるさとを学ぶ機会の充実

求められる取組

将来、様々なステージで活躍する子どもたちに、石狩の歴史、文化等をしっかりと伝え、ふるさと石狩に愛着と誇りを持てるように、「ふるさと教育」を推進していくことが求められています。

また、新たな文化財の調査や、これまでの文化資料の保護・保存を行い、適切な管理と活用を継続していくことが求められています。

今後の展開

ふるさと石狩で学び、成長してきたことを誇りに感じ、「将来の活躍の場を石狩で」と思えるように、石狩の歴史、文化等をしっかりと学ぶ機会となる「ふるさと教育」を推進します。

また、文化・伝統を継承するため、文化財を適切に保護・保存し、維持管理に努めるとともに、ふるさとを学ぶ環境づくりや資料の充実を図り、文化財に親しむ機会やふるさとを学ぶ機会を提供します。

施策28 ふるさとを学ぶ機会の充実

- 資料館等でのふるさと学習機会の充実を図る
- ふるさとを学ぶ資料の整備を図る

【主な取組】

- ・テーマ展、体験講座、野外講座などの開催
- ・市民図書館や海浜植物保護センターなどと連携した講座や展示による学習機会の提供
- ・資料館や道の駅の情報コーナーを活用した情報発信の充実
- ・地域情報誌や石狩ファイルのホームページ公開等による情報発信の充実

施策29 文化・自然遺産の保護・保存・活用の推進

- 文化財資料、自然標本等の収集・保護・活用を図る
- 郷土研究などの活動を行っている団体等を支援し、文化財保護を図る

【主な取組】

- ・市内の特徴的な文化財の調査・把握
- ・歴史的価値のある文化資料の修復・公開
- ・自然標本の収集、標本製作と資料館等での公開
- ・文化財、標本等の整理と保存環境の充実
- ・歴史、文化、自然についての研究活動の充実
- ・紀要等による研究成果の公表
- ・郷土研究会等の市民による調査研究活動への支援
- ・石狩小学校校舎を郷土資料館として利活用するための検討

第3編 資料編（掲載イメージ）※H31 全国学力等の数値を資料で示す予定

■用語解説

■各種データ

資料1 石狩市の児童生徒数の推移

資料2 児童生徒数・学級数

資料3 学力等の状況

3-1 全国学力・学習状況調査における全道と石狩市の平均正答率の比較

3-2 平日の学習時間 3-3 読書時間

資料4 子どもたちの生活習慣

4-1 朝食 4-2 テレビ・ゲーム・スマホ等

資料5 子どもたちの規範意識や問題行動等

5-1 自尊感情 5-2 規範意識 5-3 規範意識（いじめ）

資料6 子どもたちの家庭や地域での人間関係・コミュニケーション

6-1 家庭でのコミュニケーション 6-2 地域行事への参加

6-3 地域や社会への関心

資料7 学校運営と地域

7-1 学校支援ボランティアへの参加

7-2 学校支援ボランティアの教育効果 7-3 教職員の地域活動参加

資料8 家庭・地域の教育力について

8-1 家庭の教育力 8-2 教育に関して情報を得る方法

8-3 地域の教育力

資料9 石狩市の就学援助の推移

資料10 市民図書館の状況

資料11 市内の文化財等一覧

資料12 石狩市教育委員会所管施設等